令和８年度答申第６５号
令 和 ８ 年 １ ０ 月 ２ 日

諮問番号　令和８年度諮問第３５号（令和８年８月３１日諮問）
審 査 庁　法務大臣
事 件 名　死亡届書の記載事項証明書不交付決定に関する件

答　　申　　書

審査請求人Ｘからの各審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結　　論

本件各審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理　　由

第１　事案の概要

本件は、審査請求人Ｘ（以下「審査請求人」という。）が、戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）４８条２項の規定に基づく死亡届書の記載事項証明書の交付を求める４件の請求（以下「本件各交付請求」という。）をしたのに対し、Ａ地方法務局長（以下「処分庁」という。）がこれらを不交付とする各決定（以下「本件各不交付決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれらを不服として審査請求をした事案である。

１　関係する法令等の定め

（１）戸籍法４８条２項は、利害関係人は、特別の事由がある場合に限り、届書その他市町村長の受理した書類の閲覧を請求し、又はその書類に記載した事項について証明書を請求することができると規定している。

（２）昭和２２年４月８日付け民事甲第２７７号司法省民事局長通達「戸籍届書の閲覧等に関する件」（以下「昭和２２年通達」という。）は、戸籍法（現行の戸籍法の施行による改正前の大正３年法律第２６号）による出生、

婚姻、離婚及び死亡の各届書の閲覧又はこれに記載した事項の証明書の交付は、①届出事件の本人若しくは届出人、②届出事件本人の家族若しくは親族又は③官公吏（職務の執行に関係ある場合に限る。）が請求した場合に限って認める旨定めており、このような考え方は、現行の戸籍法４８条２項の規定の下で全ての届書について踏襲されている（昭和２３年１月１３日付け民事甲第１７号司法省民事局長通達「改正戸籍法の施行に関する件」、同年９月９日付け民事甲第２４８４号法務庁民事局長回答、昭和２７年１１月１９日付け民事甲第６６１号法務省民事局長回答）。

２　事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

（１）審査請求人は、令和７年９月１６日、処分庁に対し、審査請求人が被告人として有罪判決の宣告を受けてその後これが確定した事件（以下「本件事件」という。）の被害者とされるＢ、Ｃ、Ｄ及びＥ（以下「本件届書本人ら」という。）の死亡届書に係る記載事項証明書（以下「本件各証明書」という。）の各交付請求（本件各交付請求）をした。

（各「死亡届の記載事項証明書請求申立書」と題する書面）

（２）処分庁は、令和７年１０月２９日付けで、審査請求人に対し、本件各証明書を不交付とする各決定（本件各不交付決定）をした。

なお、各決定書には、本件各不交付決定の理由として、「請求者は戸籍法第４８条第２項の定める利害関係人に該当せず、同項の要件を満たしていることを確認することができないため。」と記載されていた。

（各決定書）

（３）審査請求人は、令和７年１０月３１日付けで、審査庁に対し、本件各不交付決定を不服として本件各審査請求をした。

（各「審査請求申立書」と題する書面）

（４）審査庁は、令和８年８月３１日、当審査会に対し、本件各審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

３　審査請求人の主張の要旨

各「決定書は、不当でありすみやかに交付され、最高裁判所第ａ小法廷、事件番号ｂ　事件番号ｃあて提出させるべきである（再審請求申立審理中）刑罰Ｆとされており、１審裁判にて、「殺人」とされているも、死亡者４人の死亡診断書、死体検案書が裁判に全くないのである。検察、裁判所が故意

にいんとくした不正な裁判である。最近まで、１、２審（国選弁護人）らは、全く訴訟書類の差し入れをしてくれてもなく、確認することなく同意・不同意とされており、元裁判官のG弁護士にてはじめて知ったのである。」

第２　諮問に係る審査庁の判断

１　戸籍法４８条２項は、利害関係人は、特別の事由がある場合に限り、届書その他市町村長の受理した書類の閲覧を請求し、又はその書類に記載した事項について証明書を請求することができると規定している。

２　戸籍法４８条２項が同項の規定に基づく届書の記載事項証明書の交付請求の要件について利害関係人が特別の事由がある場合に限るものと定めている趣旨は、届書類には戸籍に記載されない個人の秘密に関する事項が多数記載されているため、その秘密を保持する必要があり、かつ、届出人が公開をおもんぱかって正確な記載をちゅうちょすることがないよう配慮する必要があるためと解すべきである。そして、戸籍制度の下では、戸籍の記載事項の公証は第一義的には戸籍謄本等によって行われるものであるから、安易に届書類の閲覧又は記載事項証明書の交付を認めることは相当ではない。

このような法の趣旨に照らすと、戸籍法４８条２項の「利害関係人」とは、届出事件の本人若しくは届出人、届出事件の本人の家族若しくは親族又は官公吏（職務の執行に関係のある場合に限る。）に限定するのが相当である。

３　上記２を前提とすると、本件届書本人らに係る本件各交付請求について、審査請求人は、届出事件の本人若しくは届出人、届出事件の本人の家族若しくは親族又は官公吏（職務の執行に関係のある場合に限る。）のいずれにも該当しないから、戸籍法４８条２項の利害関係人に該当しない。

４　なお、本件各証明書を請求するためには、利害関係人であるほかに、「特別の事由」があるかも問題となることから、この点についても念のため検討する。

審査請求人は、本件事件の再審請求において、審査請求人が無罪であることを立証するために本件各証明書が必要であると主張するものと解される。

しかし、審査請求人の主張をつまびらかに参照しても、本件事件の再審請求における主張、争点、証拠関係、証拠構造等を踏まえた本件各証明書の重要性の有無及びその程度は判然としない。戸籍法上、死亡届書を含む届書の記載事項証明書等の請求ができる者を制限している趣旨は上記２のとおりである一方で、本件各証明書の重要性については判然としないことを踏まえれば、本件各証明書を請求する利益が当該趣旨を貫徹する利益を上回るとの事

情はうかがわれない以上、戸籍法４８条２項に規定する「特別の事由」があるとは認められないといわざるを得ない。

よって、本件各審査請求は理由がない。

５　本件各審査請求は理由がないから、棄却すべきである。

第３　当審査会の判断

１　本件諮問に至るまでの一連の手続について

（１）一件記録によると、本件各審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続の経過は、次のとおりである（なお、括弧内は、当該手続までの所要期間である。）。

本件各審査請求の受付　：令和７年１１月１０日

審理員の指名　：令和８年１月２９日

（各審査請求の受付から約２か月半）

審理員意見書の提出　：同年７月７日

本件諮問　：同年８月３１日

（審理員意見書の提出から約２か月、本件各審査請求の受付から約９か月半）

（２）そうすると、本件では、審査庁において、①各審査請求の受付から審理員の指名までに約２か月半、②審理員意見書の提出から本件諮問までに約２か月の期間を要した結果、審査請求から諮問までに約９か月半の期間を要しているが、特段の理由があったとは認められないから、審査庁においては審査請求事件の進行管理の仕方を改善する必要がある。

（３）上記（２）で指摘した点以外では、本件各審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

２　本件各不交付決定の違法性又は不当性について

（１）戸籍法４８条２項は、「利害関係人は、特別の事由がある場合に限り、届書その他市町村長の受理した書類の閲覧を請求し、又はその書類に記載した事項について証明書を請求することができる。」と規定している（上記第１の１の（１））。

戸籍法４８条２項は、届書等の閲覧等の要件として、請求者が「利害関係人」であること及び「特別の事由」があることを求めているから、届書等は原則として非公開であることを前提としているものと解される。届書等を非公開とする理由は、①身分関係の公証は、通常は戸籍謄本等の交付を受ければ十分であって届書等を確認するまでの必要はないこと、②届書

等には戸籍に記載されない個人の秘密に関する事項が多数記載されているため、これらの情報の秘密を保持する必要があること、③これらの情報が公開される可能性があると、届書に正確な記載がされなくなるおそれが生じることなどの諸点にあるものと考えられる。

そうすると、戸籍制度の下では、戸籍の記載事項の公証は第一義的には戸籍謄本等によって行われるものであるから、安易に届書の閲覧又は記載事項証明書の交付を認めることはできず、利害関係人が特別の事由がある場合に限定して、届書の閲覧又は記載事項証明書の交付を認めたものと解される。

そして、上記の「利害関係人」については、昭和２２年通達等が、届書の閲覧又はこれに記載した事項の証明書の交付は、①届出事件の本人若しくは届出人、②届出事件本人の家族若しくはその親族又は③官公吏（職務の執行に関係のある場合に限る。）が請求した場合に限ってこれを認める旨定めており（上記第１の１の（２））、このような考え方について、不合理というべき点は見当たらない。

（２）本件についてみると、審査請求人は、審査請求人が処分庁に提出した各「回答書」で、本件届書本人らとの関係は、「親族関係では、ありません」と記載しているところ、審査請求人は、①届出事件の本人若しくは届出人、②届出事件の本人の家族若しくは親族又は③官公吏（職務の執行に関係のある場合に限る。）のいずれでもないことから、審査請求人が戸籍法４８条２項の「利害関係人」に該当しないことは明らかであるので、本件各交付請求を認めることはできない。

３　まとめ

以上によれば、本件各審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会　第１部会

委　　員　　八　　木　　一　　洋

委　　員　　野　　口　　貴　公　美

委　　員　　村　　田　　珠　　美